

資料2

出典：神奈川県虐待防止対策班 親指導チーム 再統合に向けた評価の取り組み(平成13年度)

家族支援のためのチェックリスト

～評価のための基準尺度～

【子どもの状況】

① 子どもの健康・発育の状況

*乳児項目

- 1：健康面・発育面に障害が見られ、継続的な医学的・心理学的アプローチが必要である
- 2：健康面・発育面に環境次第で障害を生じる可能性が高く、継続的なフォローが必要である
- 3：継続的なフォローは必要ないが、健康面・発育面にも注意が必要である
- 4：発育面（健康面）が心配だが、健康面（発育面）は順調である
- 5：健康で発育も順調である

② 親に対する恐怖心の程度（親と安定して向かい合えること）

*乳児・ネグレクト非該当

- 1：親に会いたがらない、もしくは拒否的な態度や強い不安（恐怖、悪夢、夜恐等）を示す
- 2：実際に接触すると、その場や面会后に不安定な状態（拒絶、恐怖、硬直、落ち着きのなさなど）がみられる
- 3：恐怖心は軽減しているが、不安や不自然なようすが垣間見られる
- 4：不安や不自然な様子が多少見られるが、恐怖心はほぼ消失している
- 5：安心・安定した自然な接触が見られる

*下線は、初期評価と非虐待者（配偶者等）の場合削除して考える

③ 対人関係や情緒が安定し、環境や集団に適応可能であること

*乳児非該当

- 1：対人関係や情緒が不安定で、実生活上も困難性が高い（場合によっては、専門的治療の検討を要する）
- 2：基本的には不安定で、ときに対人的トラブルや精神症状を呈し、不適応状態を認める。職員の適切な助言・対応が必要である
- 3：日常は一応の安定した生活が可能だが、時に情緒不安定な状態を呈する。当面、状態観察が必要である
- 4：ほぼ安定した人間関係や集団適応が可能だが、不安は抱えている
- 5：対人関係や集団適応上はほぼ問題ない。情緒面も安定している

④ 虐待（親子関係不調）に対する認知の程度（自己評価・親評価の修正）

*乳児・ネグレクト非該当
*年齢を考慮に入れること

- 1：虐待（親子関係不調）の事実認識が全くない。もしくは誤って理解している
- 2：親とうまくいかない事実認識（施設入所の理由）が曖昧である
- 3：虐待の事実は一応認めているが、自己や親の評価、あるいは親子の問題は曖昧なままである
- 4：親子関係の問題は理解しているが、認知の歪みが残っている
- 5：虐待の事実や親子関係の問題を客観的に認めている

*「虐待に対する認知」とは、親子関係が不調であることを認識すること、（虐待の原因ではなく）虐待行為は虐待者が悪く自分が悪いのではないと認識すること

【親・精神的（心理的）状況】

⑤ 「虐待の事実（親子関係不調）」を認めていること

- 1：虐待の事実を完全に否定している、もしくは行為自体になんら問題を感じていない
- 2：内心認めていることが推察されるが、態度は曖昧にしたままである（防衛的）
- 3：一応かたちとしては認めているが認識は浅い（解決へ向けた行動はみられない）
- 4：一応の問題認識をもっている（解決への行動もみられる）
- 5：事実として冷静に認め、確かな問題認識をもっている

⑥ 子どもの立場に立った見方や感じ方ができること（子どもへの認知の歪みがないこと）

- 1：自己中心的で、子どもの気持ちの読みとりが全くできない（例；「子どもが私を怒らせるから」「子どもが私をバカにしている」など）
- 2：理屈では理解しているが、解決への努力はみられない
- 3：理屈では理解できていても、対応は自己中心的になりがちである（解決への努力はみられる）
- 4：自己中心的な見方は残していても、子どもの立場を理解しながら対応できる
- 5：子どもの立場や気持ちをくみ取りながら子育てができる

⑦ 子どもへの衝動のコントロールができること（虐待に至らないこと）*ネグレクト非該当

- 1：衝動性に気づいておらず、ためらいなく虐待する
- 2：衝動性に気がついていて、虐待に至る可能性が高い
- 3：衝動のコントロールはほぼ安定しているが、虐待に至る可能性も残る
- 4：衝動のコントロールが安定し、虐待に至る可能性は低い
- 5：適切にコントロールできている

⑧ 親が精神的に安定していること

- 1：常に不安定である（場合によっては、治療等の検討を要する）
- 2：ある刺激や状況に対して不安定になりやすい
- 3：通常は安定しているが、子育てに影響するほどの不安定な状態になるおそれもある（環境や状況次第で予防は可能である）
- 4：子育ての不安・緊張はあるものの、一応安定している
- 5：安定している

⑨ 養育の放棄・放任の程度（子どもの生活の無視、犠牲あるいは無関心）

*乳児・ネグレクト項目

- 1：子どもの生活が全く保障されていない
- 2：子どもの生活へのかかわりは薄く、衣食住（安全・衛生）への配慮も不十分である
- 3：最低限の衣食住については配慮するが、子どもの生活へのかかわりは不十分である
- 4：子どもの生活へのかかわりはあるが、時に親の生活が優先されがちである
- 5：子どもの生活全般を保障され、子どもの生活へのかかわりもできている

*「4」以降は、衣食住の保障が前提

*「子どもの生活」とは、子どもの生活リズムや親との情緒的な交流、教育環境等を含む

*「親の生活の優先」とは、子どもが必要としている時に、それを無視、あるいは感じる事ができずに子どもに対応しないことを指す

【親・家族の社会的状況】

⑩ 生活基盤が安定していること（経済面・住居等）

- 1：生活基盤が存在しないか、もしくは子どもが生活していくには全く不適切な環境である
- 2：不安定な生活基盤である
- 3：生活基盤はあるが、条件次第で不安定になることも予測される
- 4：一応最低限の生活基盤が安定して確保されている
- 5：安定した生活基盤がある

⑪ 公的機関（主に児童相談所）との相談関係が築かれていること

- 1：児童相談所に敵意をいだいているか、もしくは関係を築いていくことに拒否的である
- 2：拒否的ではないが、児童相談所からの強力な働きかけが必要である
- 3：不安定だが、児童相談所もしくは関連機関とは一応相談関係はつづられている
- 4：児童相談所もしくは他の機関と良好な関係が築かれている
- 5：児童相談所のほか、他の関係機関とも良好な関係が築かれている

⑫ 夫婦や家族に対して、地域・社会のモニター・支援機能が存在すること

- 1：全くない
- 2：期待したいモニター機能はあるものの、不確実もしくは機能していない
- 3：唯一のモニター機能が存在する
- 4：複数の確実なモニター機能が存在する
- 5：モニター機能は必要ない（ただし、⑪が4もしくは5の評価であること）

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

⑬ 適切な地域でのサービス（公的・私的）を利用あるいは受け入れる態度

- 1：援助を積極的に拒否し、地域でも孤立した状況である
- 2：援助には消極的に拒否した態度である
- 3：一応援助を求めている態度を示している
- 4：積極的に求めている（依存的要素を含む）
- 5：適宜必要な援助が求められる

*在宅プログラムをイメージした時にチェックする

【親子関係の状況】

⑭ 親子がお互いに安心して過ごせること

* 乳児非該当

- 1 : 親子どちらか、もしくは双方が強い不安・緊張を示す、あるいは険悪な関係を呈する可能性が高い
- 2 : 短時間なら安心して過ごせるが、第三者の介在が必要である
(職員同席の短時間の面会は可能)
- 3 : 多少の不安・緊張はみられるが、一応家族だけで安心して過ごすことはできる
(面会・外泊は可能だが、持続的で安定した関係はまだ難しい)
- 4 : 場面によって緊張を生む可能性はあるが、親の対応に任せられる範囲にある
- 5 : 自然な関係の中で、親子が安心・安定して過ごせる

⑮ 親子がお互いに肯定的に評価しあえること

* 乳児非該当

- 1 : 双方もしくはどちらかが、相手に対して(感情的な)非難や否定をしている。
もしくは非現実的な理想化をしている
- 2 : 双方もしくはどちらかが、現実的なイメージは持てていないが、相手に対する非難や否定は少ない
- 3 : お互いに、非難・否定が少なく、現実的なイメージを持ってきている
- 4 : お互いに現実的なイメージを持てているが、お互いに確認し合えていない
- 5 : お互いに安定した信頼関係(安心感)が築かれている(確認済み)

* 「現実的なイメージ」とは、良い面、悪い面を肯定的に認識していること

⑯ 子どもの物理的・心理的居場所があること(家族関係や家族状況が調整されていること)

- 1 : 子どもを物理的・心理的に受け入れる場・姿勢がみられない
- 2 : 受け入れる姿勢はあるが、子どもが不安定になる家族の問題が残されている
(問題意識は希薄である)
- 3 : 家族の問題は残されているが、子どもの居場所はある
(問題意識はある)
- 4 : 家族の調整は一応されている
- 5 : 家族関係が良好で、子どもにとって快適な居場所が確保されている

* 夫婦関係、きょうだい、祖父母関係等含んで考える

⑰ 親子の非言語的な関わり

* 乳児項目

- 1 : 子どもの行動(泣くことや笑うこと等)があっても、無視・拒絶する
- 2 : 子どもの行動に対して敏感ではない。子どもは嫌がる(とまどう)様子を見せる
- 3 : 子どもの行動に反応できるが、関わり方はぎこちない。子どもは嫌がらない(とまどわない)
- 4 : 不十分だが、比較的良好な親子の相互の反応が認められる
- 5 : 子どもの行動に敏感で、親子双方から自然な非言語的なかわりが認められる

* 暴力があれば「0」になる

資料3 出典：「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン」⁴⁾ p. 54-55.

「面会時の対応」

① 出合い場面

- ・ 家族が現れたとき、子どもはどのような反応を示すか？（例：泣く、喜んで近づく）
- ・ 家族はどうするか？（例：あわてて無理に抱こうとする）

② かかわり方

- ・ 家族は子どもにどのように働きかけるか？（例：言葉で、体を使って、おもちゃなどを介して）
- ・ それに対して子どもはどのような反応を示すか？
- ・ 家族のかかわり方は子どもの好みや発達段階に合ったものか？
- ・ 家族は子どもの反応を確かめてかかわっているか？一方的か？

③ アタッチメント行動

- ・ 転んだりしたときなど、子どもは家族に近づいていくか？
- ・ 家族は近づいてきた子どもを抱いたり、あやしたりするか？
- ・ 家族が動くとき子どもは後追いするか？
- ・ 家族を拠点とした「探索行動」（例：初めての遊具に挑戦する）が見られるか？

④ 基本的な育児技術

- ・ 授乳、おむつ交換、沐浴、食事などを、家族がどのように行うか？

⑤ 「思い通りにならないとき」の対処

- ・ 子どもが泣いたりかんしゃくを起こしたりしたとき、家族はどのように対処するか？
- ・ 子どもが職員の後を追いや、家族に近づかないとき、家族はどのように反応するか？
- ・ 子どもが家族の言葉かけなどに反応を示さないとき、家族はどのように対応するか？

⑥ 複数の家族のメンバーが来ている場合

- ・ 誰が中心になって子どもへ働きかけるか？
- ・ それぞれのかかわり方の違いはどうか？
- ・ 子どもは誰にもっとも近づくか？
- ・ 家族間のやりとりはどうか？

⑦ 別れの場面

- ・ 家族が帰るとき、子どもはどのような反応を示すか？
- ・ 家族はどうするか？

資料4 出典：「乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン」⁴⁾ p. 47-48.

「情報の整理と評価」

- ①子どもの状態
- ・健康状態／発育・発達状況／問題行動の有無
 - ・虐待が疑われる傷などの有無
 - ・入所時の家族への反応
 - ・入所後の職員や他児への反応
- ②家族と子どもとの関係
- ・家族の誰が、どのように養育していたか
 - ・月齢に応じた基本的な育児ができるか
 - ・入所時の子どもへのかかわり方
- ③虐待・ネグレクト
- ・虐待・ネグレクトの事実が確認されているか
 - ・確認されていれば、誰が・どのように・どのような場面で・どの程度（頻度、深刻度）虐待していたか／他の家族の態度／誰が通報・確認したか
 - ・事実は確認されていないが、入所時の家族のかかわり方・入所後の子どものようすなどから虐待が疑われるか
 - ・家族は虐待の事実をどう認識しているか
 - ・子どもへの身体的・心理的影響
- ④家族間の関係
- ・父母の婚姻状態や認知・親権の有無
 - ・父（母）が未婚・離婚の場合、もう一方の親は今後子どもにどう関与するか／現在の異性関係
 - ・きょうだいの有無／その状態（誰が育てているか、障害・病気の有無、虐待リスクの有無など）
 - ・父母の関係（同居・別居、子どもに関する意見の一致・不一致など）
 - ・DV（配偶者などからの暴力）の有無と程度／警察や婦人相談所などへ相談しているか
 - ・父母それぞれの実家（祖父母、おじ、おば、など）・相互の実家との関係
- ⑤家族の病気・障害
- ・家族に病気（身体的・精神的）や障害（身体的・知的）のある人がいるか／その内容（病名）や程度／育児・日常生活・施設とのやりとりへの影響
 - ・入院・通院していれば、治癒・退院の見通し／病院・科・主治医・医療ソーシャルワーカーなどの名前／病院と連絡をとってよいか
 - ・服薬の有無／その種類や期間／子どもへの影響
 - ・「人格障害」と診断されていれば、対人関係にどのような困難を抱えているか／関係機関とのトラブルの有無
 - ・アルコール依存症・薬物依存症であれば、その種類や程度／自覚・やめる意思の有無／専門機関への相談歴の有無／子どもへの影響
- ⑥家族の経済状況
- ・家族の定職の有無／仕事内容・勤務時間・収入など
 - ・生活保護・手当・年金などの受給状況
 - ・借金の有無／金額／返済状況
- ⑦住所・住居の状態
- ・家族の住所／施設からの距離・時間
 - ・住居の状態（子どもにとって十分に衛生的か）／周囲の環境
- ⑧親の成育歴
- ・親の学歴・職歴
 - ・親自身が虐待を受けていた、あるいは施設で育った事実があるか／そのことを親はどのように受け止めているか
- ⑨家族の意欲
- ・家族は引き取りや課題解決に意欲的か
 - ・面会・外泊に意欲的か
- ⑩親族、友人、関係機関等との関係
- ・家族を援助してくれる親族や友人の有無／援助の内容／家族との関係
 - ・児童相談所の他にはどの機関がかかわっているか／援助の内容／家族との関係
 - ・それぞれの親族・友人・関係機関が家族をどのように見ているか／家族はそれらの親族・友人・機関をどのように見ているか
 - ・家族の施設への印象・預けることへの思いなど／入所時の相談員や他職員への態度
- ⑪その他
- ・家族が外国人であれば、子どもの国籍／滞在資格の有無／日本語能力／子育てに関する習慣の違い
 - ・家族が拘留・受刑中であれば、その場所／釈放・出所の見込み／連絡をとることの可否と方法

＜文献＞

- 1) 横浜市 (2001) 『家族支援のためのチェックリストとプログラム作成マニュアル』
- 2) 愛知県 (2003) 『被虐待児家庭復帰のための保護者指導マニュアル』
- 3) 西澤哲 (2002) 虐待傾向を示す親への援助。
平成13年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究 (主任研究者: 庄司順一)」 p. 22-33.
- 4) 全国社会福祉協議会 乳児院における個別対応職員のあり方にかかわるガイドライン検討委員会 (2003) 『乳児院における家庭支援専門相談員ガイドライン』
- 5) 野口啓示 (2003) ペアレント・トレーニングの実践。
平成14年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究 (主任研究者: 庄司順一)」 p. 97-110.
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 監修 (2003)
『子どもを健やかに養育するために一里親として子どもと生活をするあなたへ』
(日本児童福祉協会)

＜ガイドライン検討メンバー＞

庄司 順一	(日本子ども家庭総合研究所)
才村 純	(日本子ども家庭総合研究所)
澁谷 昌史	(日本子ども家庭総合研究所)
安治 陽子	(日本子ども家庭総合研究所)
伊藤 嘉余子	(日本社会事業大学大学院/日本子ども家庭総合研究所)
尾木 まり	(子どもの領域研究所)
奥山真紀子	(国立成育医療センター)
加藤 曜子	(流通科学大学 サービス産業学部)
金井 剛	(横浜市中央児童相談所)
金沢 直樹	(横浜市南部児童相談所)
窪田 道子	(ドルカスベビーホーム)
佐川 良江	(全国社会福祉協議会 児童福祉部)
櫻井 奈津子	(和泉短期大学)
鈴木 力	(聖徳大学短期大学部 保育科)
鈴木 祐子	(二葉乳児院)
側垣 一也	(児童養護施設 三光塾)
高橋 良太	(全国社会福祉協議会)
高村 恵里	(武蔵野市教育相談所)
豊田 伸一	(川崎市 健康福祉局)
西澤 哲	(大阪大学大学院 人間科学研究科)
野口 啓示	(児童養護施設 神戸少年の町)
野口 婦美子	(児童養護施設 神戸少年の町)
ニツ山 亮	(情緒障害児短期治療施設 小松島子どもの家)
帆足 英一	(ほあし子どものこころクリニック)
水谷 暢子	(浜松乳児院)
宮島 清	(埼玉県熊谷児童相談所)
宮本 信也	(筑波大学 心身障害学系)
山崎 知克	(都立大塚病院)
米沢 普子	(家庭養護促進協会 神戸事務所)

乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助に関する調査（2）

尾木まり¹ 庄司順一² 伊藤嘉余子² 澁谷昌史² 安治陽子² 才村 純²

（¹子どもの領域研究所 ²日本子ども家庭総合研究所）

1. 調査の目的

本研究班では、平成13年に児童福祉施設（乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査を行った。それから2年を経て、児童虐待に関する相談件数が依然として増加する中、被虐待児童の保護者への援助の必要性が高まると同時に、児童相談所との連携を図りつつ、保護者と直接かかわる機会も多い児童福祉施設がその援助の役割を担うことへの期待が高まっていると言える。

研究の最終年度にあたり、児童福祉施設（本年度調査では乳児院・児童養護施設）への追跡調査を行うことにより、2年後の児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助の実態及び課題を把握するとともに、有効な援助方法を検討することを目的として実態調査を実施した。

2. 調査の方法

平成16年1月、全国の乳児院（114か所）、児童養護施設（550か所）に対して、郵送法による質問紙調査を実施した。なお、質問紙とともに本研究班で開発中の「乳児院・児童養護施設における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン（案）」を2部送付し、ガイドラインに目を通してもらった上での回答を依頼した。さらに、ガイドライン（案）へは、必要と思われる追加・修正事項について記入を求め、ガイドライン作成の参考とすることとした。

調査の内容は巻末の質問紙の通りであり、①入所児童のうちの虐待ケースの割合、②家庭復帰した児童のうちの虐待ケースの数、③虐待ケースの保護者への援助を展開する際の機関連携の実態、④施設における虐待ケースの保護者への援助の担当

者、⑤児童相談所との連携、⑥被虐待児の保護者への援助についての今後の課題、ガイドライン（案）に関しては、⑦ガイドラインの必要性和理由、⑧ガイドライン（案）の有用性、⑨ガイドライン（案）の改善点、⑩ガイドラインについての自由意見、であった。

3. 調査結果及び考察

(1) 回収率

664か所の施設に質問紙を送付し、そのうち322か所から回答が得られ、その回収率は48.5%であった（表1）。施設別に見ると、乳児院の回収数は80か所、回収率70.2%であり、児童養護施設は回収数242か所、回収率44.0%であった。

(2) 回答者の職種

本調査への回答者の職種は表2に示すとおりである。乳児院では、施設長が最も多く（回答施設の32.5%、以下同様）、次いで家庭支援専門相談員（22.5%）、主任児童指導員・保育士・看護師（12.5%）が続いた。児童養護施設では、直接処遇職員（31.0%）が最も多く、次に主任児童指導員・保育士・看護師（23.9%）、施設長（21.1%）と続いた。乳児院では施設長や家庭支援専門相談員などが中心となって回答しており、児童養護施設では、直接処遇職員や主任職などが中心となって回答しているという特徴が見られた。

平成13年度調査では、保護者への援助は、「施設長」「当該児童の担当職員」によって行われていることがわかっており、今回の調査については保護者への援助を担当することが多い職種からの回答となっていることが確認できた。

(3) 施設の運営状況

各施設の運営状況は、表3-1、3-2、表4-1、4-2、4-3に示すとおりである。

(4) 入所児童に占める被虐待児童の割合

それぞれの施設の入所児童のうち、被虐待児童がどのくらいいるかを示したものが表 4-4 である。この表では、「入所児童数」、「児童票において、主たる理由が『虐待』となっているケース数」、「児童票では、主たる理由が『虐待』ではないが、施設で『虐待ケース』と判断しているケース数」の 3 つの項目すべてに記入があったサンプルについてのみ集計している（乳児院 68 か所、児童養護施設 217 か所）。その結果、児童票において、主たる理由が「虐待」であるケースが入所児童に占める割合は、乳児院では 13.7%、児童養護施設では 25.9% であった。また、児童票では、主たる理由が「虐待」ではないが、施設で「虐待ケース」と判断しているケースは、乳児院では 15.1%、児童養護施設では 22.0% であった。この結果を才村らによる調査結果（2002）と比較すると、本調査結果の方が入所児童に占める被虐待児童の割合が低いという結果であった。

次に、施設別にみていくと、児童票において、主たる理由が「虐待」となっているケース数は表 4-5-1 の通りであり、入所児童に占める割合の分布をみたものが表 4-5-2 である。乳児院では「5 件未満」（45.6%）が最も多く、「5～9 件」（26.5%）が続いた。割合をみると、「5%未満」（29.4%）が最も多く、次いで、「5%以上 10%未満」（20.6%）、「10%以上 20%未満」（19.1%）、と続いた。児童養護施設では、「0 件」との回答は 3 か所の施設にしかなく、「10～14 件」（24.9%）、「5～9 件」（22.6%）、「15～19 件」（21.2%）の順に多かった。割合の分布をみると、「20%以上 30%未満」（31.3%）を頂点として、「10%以上 20%未満」（26.7%）、「30%以上 40%未満」（22.6%）に分布していた。

次に、児童票では主たる理由が「虐待」ではないが、施設で「虐待ケース」と判断している件数及びその割合の分布については、表 4-6-1 及び表 4-6-2 に示す。乳児院では、「5 件未満」（41.2%）が最も多く、「0 件」（30.9%）、「5～9 件」（16.2%）が続いた。割合の分布をみると、「5%未満」が最も

多く（38.2%）、「10%以上 20%未満」（26.5%）、「20%以上 30%未満」（10.3%）と続いた。児童養護施設は、「5～9 件」（29.0%）が最も多く、「5 件未満」（16.1%）、「10～14 件」（12.9%）が続いた。割合の分布をみると、「10%以上 20%未満」（28.1%）が最も多く、次いで「5%未満」（15.7%）、「30%以上 40%未満」（13.4%）の順であり、50%未満にばらつきがみられた。

また、2 年前に本研究班で実施した調査結果と比較してみると（児童票における、主たる理由が「虐待」ケースのみ）、分布を見ると乳児院では割合が低い方にシフトしているが、児童養護施設では「20%～」「30%～」が拡大しており、割合が高い方にシフトしている傾向が認められた（図 1）。

(5) 虐待ケースで家庭復帰に至ったケース

ここでは、施設退所に関するケース数の記入に整合性のある施設のデータのみを集計した。すなわち、乳児院 62 か所、児童養護施設 204 か所の退所ケース数に基づき集計したものである。

平成 14 年度に施設退所したケース数及び家庭復帰ケース数と家庭復帰ケースのうち虐待ケース数の内訳を合計したものが表 5-1 である。乳児院では、退所ケースのうち家庭復帰したケースは 57.6% であった。そのうち、虐待ケースは 109 ケース（家庭復帰ケース全体の 12.5%、退所ケース全体の 7.2%）にすぎなかった。虐待ケースで家庭復帰したケースの内訳をみると、強引な家庭引き取りが 11.9%、円満な家庭復帰が 82.6%、その他が 5.5% であった。

児童養護施設についてみると、退所ケースのうち家庭復帰したケースは 64.5% であった。そのうち虐待ケースは 477 ケース（家庭復帰ケース全体の 31.4%、退所ケース全体の 20.3%）であった。虐待ケースで家庭復帰したケースの内訳をみると、強引な家庭引き取りが 16.1%、円満な家庭復帰が 70.0%、その他 1.8% であった。

次に、それぞれの施設における虐待ケースで家庭復帰に至ったケース数及び家庭復帰ケースに占める割合については、表 5-4-1 及び表 5-4-2 に示す通りである。それぞれの施設で、虐待ケースで

家庭復帰する件数自体が非常に少ないことが表 5-4-1 から読みとることができる。すなわち、乳児院では、「0 件」が最も多く（38.7%）、「2 件」（22.6%）、「1 件」（16.1%）と続いており、家庭復帰ケースのうちの虐待ケースの割合も「10%未満」が過半数であった。児童養護施設においても、「0 件」が最も多く（27.9%）、次いで「1 件」（18.6%）、「2 件」（18.1%）と続いており、4 件以下が約 8 割を占めていた。児童養護施設では、家庭復帰ケースのうちの虐待ケースの割合は 60%未満でばらつきがみられ、乳児院よりは割合が高かった。

次に、それぞれの施設における虐待ケースで家庭復帰に至ったケースの内訳をみることにする。

保護者による強引な家庭引き取りケース数は表 5-5-1 に示すとおりであるが、乳児院では「1 件」（8.1%）「2 件」（6.5%）と少ないが、14.6%の乳児院が強引な家庭引き取りを体験していることになる。児童養護施設については、「0 件」をのぞくと、「1 件」（13.7%）が最も多く、次いで「2 件」（6.4%）であり、強引な家庭引き取りを体験している児童養護施設は約 2 割であった。

このように件数自体は多くないのであるが、施設退所ケース数が少ないことも影響し、家庭復帰した虐待ケースのうち強引な家庭引き取りの割合は高く、100%、つまり家庭復帰は強引な引き取りケースのみという施設も、乳児院 26 件（41.9%）、児童養護施設 73 件（35.8%）みられた。

次に、円満な家庭復帰ケースについてみると、表 5-6-1 及び表 5-6-2 に示すように、乳児院では「2 件」が最も多く（24.2%）、次いで「1 件」（14.5%）であった。児童養護施設では、「1 件」（20.6%）、「2 件」（15.7%）などが多いが、ばらつきも見られた。また、虐待ケースで家庭復帰したケースに占める円満な家庭復帰ケースの割合では 100%が乳児院（41.9%）、児童養護施設（35.8%）ともに最も多かった。

「強引な家庭引き取り」や「円満な家庭復帰」以外の「その他」のケース数及び割合は表 5-6-1 及び表 5-6-2 に示すとおりであるが、「0 件」や無

回答が多く、件数は少なかった。

(6) 虐待ケースの保護者への援助と機関連携

虐待ケースの保護者への援助を展開する際に、連携をとることが多い機関及び連携を取りにくい機関を保護者の状況により 3 つずつ選択してもらった結果は表 6-1～表 6-12 に示すとおりである。

全体として共通して指摘できることは、乳児院及び児童養護施設においては、まず児童相談所との連携を基底に他機関との連携が図られていることである。そのため、保護者の状況を示すすべての項目において連携をよくとることが多い機関として、「児童相談所」の割合が 7 割から 8 割と高い割合で示された。児童相談所の割合が低かったのは、乳児院における④子どもが親に対して拒否的である、⑤保護者による性的虐待があるの 2 項目で、この項目については、該当ケースなしが多かったことがその理由である。

また、連携を取りにくい機関としては、該当ケースなしの数にも影響を受けるが、すべての項目に共通して、「警察」、「弁護士」、「民生／児童委員」が一定数（2 割前後）あげられていた。これらは、例えば「保護者の育児不安が高い」などの項目において、「連携を取る必要性がない」と考えられるものについても、同様の割合で選択されており、連携をとる必要があるにもかかわらず「連携をとりにくい」というよりは、連携をとることがない機関として一律に選択されたものが一定数あると解釈する方が妥当であろう。また、児童相談所との連携に基づいて、他機関との連携が図られており、児童福祉施設が単独で（直接に）連携を図るケースが少ないため、連携をとりにくい機関を選びにくいことは回答者からも指摘されており、全体として「連携をとりにくい機関」は記入が少なかった。

次に、施設別の特徴をみると、乳児院においては、「児童相談所」に次いで、「保健所／保健センター」、や「病院／医療機関」と連携がとられていることが多かった。特に、保護者の精神的な障害があるとき（48.8%）、また、保護者による子どもへ

の暴力がみられる場合(33.8%)に、「病院／医療機関」と連携がとられることが多かった。また、「保健所／保健センター」については、保護者の精神的な障害(55.0%)、知的な障害(47.5%)、子どもへの暴力(28.8%)と同時に、保護者の育児放任／怠慢(47.5%)、保護者の育児不安(52.5%)、虐待の認識の欠如(48.8%)、子どもの家庭復帰に消極的(37.5%)、保護者以外に協力体制をとれる親族がいない(31.3%)など、さまざまな状況下にある保護者への援助について、連携が図られている様子が浮き彫りとなった。「福祉事務所」との連携については、保護者の経済状況が苦しい場合(50.0%)のみ「保健所／保健センター」よりも連携の割合が高かった。「民生／児童委員」は保護者の経済状況が苦しい場合(21.3%)がもっとも連携の割合が高いものであり、それ以外の項目での連携は高くなかった。

また、連携をとりにくい機関については、「病院／医療機関」が保護者の精神的な障害(28.8%)、保護者の知的な障害(12.5%)、子どもへの暴力(7.5%)、保護者の虐待の認識の欠如(10.0%)などであげられており、従来から指摘されているように、当該機関のクライアントである保護者の側にたった対応(守秘義務、保護者擁護等)のために連携をとりづらいという理由によるものと考えられる。さらに、「福祉事務所」については割合は1割前後と低いながらも、連携をとりにくい機関として常にあげられていた。

次に、児童養護施設における連携先の特徴についてみていく。「児童相談所」に次いで、連携をとることが多い機関は、「福祉事務所」及び「子どもが通う学校」であった。「福祉事務所」については、保護者の精神的な障害(33.5%)、知的な障害(44.2%)、保護者の育児放任／怠慢(31.8%)、保護者の虐待の認識の欠如(24.4%)、保護者が子どもの家庭復帰に消極的(29.8%)、保護者以外に協力体制をとれる親族がいない(37.6%)、保護者の経済状況が苦しい(63.2%)などの項目で連携が図られていた。また、「子どもが通う学校」とも、保護者の精

神的な障害(21.9%)、保護者の知的な障害(22.3%)、保護者による子どもへの暴力(42.6%)、子どもが親に対して拒否的(40.1%)、保護者による性的虐待(21.5%)、保護者の育児放任／怠慢(39.7%)、保護者の虐待の認識の欠如(28.5%)、強引な引き取り要求(23.1%)、保護者が家庭復帰に消極的(24.4%)、保護者以外に協力体制をとれる親族がいない(25.2%)、経済状況(20.2%)の項目で、連携が図られていた。「子どもが通う学校」については、虐待をする保護者への援助というよりも、子どもの成長・発達を保障する立場としての連携であると考えられる。その他では、「心理職」との連携が、保護者の精神的な障害(14.9%)、知的な障害(13.2%)、子どもへの暴力(20.2%)、子どもが親に対して拒否的(29.8%)、保護者による性的暴力(23.6%)、育児放任／怠慢(19.0%)、育児不安(17.8%)、保護者の虐待の認識の欠如(19.4%)、保護者が家庭復帰に消極的(16.1%)などの項目で見られた。また、「民生／児童委員」との連携は、保護者以外に協力体制をとれる親族がいない場合(26.0%)や経済状況が苦しい(27.7%)に見られたが、「民生・児童委員」については連携をとりにくい機関としても同程度あげられていた。

児童養護施設における連携をとりにくい機関としてはこれまで指摘したこと以外に特徴的な事柄はみられなかった。

(7) 保護者への援助の担当者

施設内での被虐待児の保護者に対する援助を誰が担当しているかについて尋ねた結果については、表7-1～7-11に示すとおりである。施設別にみていくこととする。

乳児院においては、施設での保護者と施設職員との面接のうち、強引な保護者(引き取り要求をする保護者など)については、「施設長」(71.3%)が最も多かった。その他に「施設長」が担当していることとしては、保護者のカウンセリング(20.0%)などが多かった。次に、「家庭支援専門相談員」が主として担当していることは、保護者との面接(強引な保護者以外の保護者への対応)が

41.3%、保護者からの電話相談(35.0%)、施設職員による家庭訪問(33.8%)、保護者のカウンセリング(26.3%)、関係機関への同行(23.8%)などであった。次に、「当該児童の担当職員」が担当していることとしては、保護者との手紙のやりとり(42.5%)、保護者に施設行事への参加を促す(31.3%)、子どもの写真の送付(50.0%)であった。「主任保育士」は「家庭支援専門相談員」が主として行っている面接(15.0%)や電話相談への対応(11.3%)、「当該児童の担当職員」が主として行っている施設行事への参加を促す(15.0%)を担当していた。また、無記入は「施設職員による家庭訪問」(35.0%)、「施設便りの送付」(33.8%)、施設職員による保護者のカウンセリング(27.5%)、関係機関への同行(25.0%)に多くみられ、これらの施設では実施されることが少ないものと推測された。

次に、児童養護施設についてみる。乳児院と同様に、施設での保護者と施設職員の面接のうち、強引な保護者との面接を「施設長」担当していることが多かった(64.9%)。また、「施設長」は保護者のカウンセリング(18.6%)も行っていた。次に、「当該児童の担当職員」が担当していることとしては、強引な保護者以外の保護者との面接(49.6%)、保護者からの電話相談(52.5%)、保護者との手紙のやりとり(80.6%)、家庭訪問(45.5%)、施設行事への参加を促す(76.9%)、施設だよりの送付(44.6%)、子どもの写真の送付(81.0%)、関係機関への同行(37.2%)などであった。児童養護施設においては、実に多くの項目について「当該児童の担当職員」が担当していることが明らかになった。また、「主任児童指導員」は、強引な保護者との面接(19.8%)や、強引な保護者以外の保護者への面接(24.0%)、保護者からの電話相談(21.9%)、家庭訪問(24.4%)、保護者のカウンセリング(20.7%)、関係機関への同行(24.8%)などを担当しており、「施設長」や「当該児童の担当職員」が主として担当していることを代替的に担当している様子が窺われた。「心理職」は、保護者のカウンセリング(11.6%)で一定数みられたが、その他の項目ではほとんど選択され

ていなかった。無記入が多かった項目は、施設便りの送付(21.1%)、保護者のカウンセリング(20.7%)などであった。

この結果からみられるように、乳児院には家庭支援専門相談員という保護者対応の専門職がいることで、保護者への援助がその内容に応じて役割分担されているが、児童養護施設においてはそのほとんどを当該児童の担当職員が担っているという実態が明らかになった。平成16年度からは児童養護施設にも家庭支援専門相談員が配置されることになったが、そのような専門職の配置の必要性とともに、直接処遇職員を含むすべての職員が、本研究班で作成したガイドライン等に基づき、保護者援助についての統一的な認識をもち保護者に対して対応が図れるようにしていくことが必要である。

(8) 児童相談所との連携

入所児童の保護者への援助を行う際の児童相談所との連携の状況については、表8に示す通りである。

乳児院、児童養護施設ともに、施設と児童相談所との協力関係ができていないとの回答は極めて少なく、9割以上が協力関係ができていと回答した。

乳児院では、「施設と児童相談所との協力関係ができており、基本的には児童相談所が主導権をもち、保護者への援助を行っている」(57.5%)が最も多く、次いで「施設と児童相談所との協力関係ができており、双方で協議のうえ方針を決定して、共同して保護者への援助を行っている」(33.8%)であった。

児童養護施設では、「施設と児童相談所との協力関係ができており、双方で協議のうえ方針を決定して、共同して保護者への援助を行っている」(43.4%)が最も多く、次いで「(〃)、基本的には児童相談所が主導権をもち、保護者への援助を行っている」(38.8%)と続いた。また、「(〃)、基本的には施設が主導権をもち、保護者への援助を行っている」も10.7%みられた。

(9) 今後の課題

被虐待児童の保護者への援助を展開するにあたっての今後の課題について、自由記述を求めた結果、乳児院 43 か所、児童養護施設 148 か所からの記入があった。その結果は表 9-1～9-7 に示すとおりであるが、大きく分類すると、保護者への援助の方法、児童相談所との連携の必要性、他機関との連携の必要性、保護者への援助の困難性、専門職の配置と人員不足、虐待をする保護者への援助システム等についての意見があげられた。

(10) 保護者援助におけるガイドラインの必要性

施設での保護者援助におけるガイドラインの必要性とその理由については、表 10-1～10-3 に示す通りであるが、乳児院では「必要である」(73.8%) が最も多く、「どちらかといえば必要である」(23.8%) とあわせると、ほぼ全部の乳児院がその必要性を認めていることになる。ガイドラインが必要だと思ふ理由としては、「これまで施設で独自に作成してなかった」(62.8%)、「個々のケースに対応できる一般的なガイドラインが必要」(57.7%)、「参考にできるガイドラインがなかった」(52.6%) の順であげられた。また、必要でないとした理由は、「個々のケースに対応しているため、一般的なものは必要ない」というものであった。

児童養護施設においては、「必要である」(66.1%)、「どちらかといえば必要である」(30.2%) であり、乳児院と同様にほぼ全部の児童養護施設がその必要性を認めていた。必要だと思ふ理由は、「これまで施設で独自に作成していなかった」(56.7%)、「参考にできるガイドラインがなかった」(52.4%)、「個々のケースに対応できる一般的なガイドラインが必要」(43.8%) の順であった。必要でないとする理由は、施設独自に作成しているが 1 件、その他は一般的なガイドラインは必要ないというものであった。

(11) ガイドライン(案)の有用性及び改善点

本研究班で開発中のガイドライン(案)の有用性については、表 11 に示すとおり、乳児院、児童

養護施設ともに、7割強が「有用である」、約2割が「有用であるが、さらに改善が必要」という意見であった。

ガイドライン(案)の改善すべき点としては(表 12)、乳児院では「概ねこれでよい」(46.3%) が最も多く、改善点は「リストアップされた項目のチェックリストの作成」(36.3%) や「チェックリストに基づいた得点化の基準の提示」(12.5%) があげられた。

児童養護施設では「概ねこれでよい」(57.4%) が最も多く、改善点は「リストアップされた項目のチェックリストの作成」(24.4%)、「チェックリストに基づいた得点化の基準の提示」(9.1%)、「具体的な項目内容に加筆修正が必要」(8.7%) の順であげられた。

(12) ガイドラインについての意見

ガイドラインについての意見や感想を自由記述で求めた結果を表 13-1～13-5 に示す。乳児院 21 か所、児童養護施設 82 か所からの記述があり、その内容は大きく分類して、ガイドラインの有用性、内容について、感想、被虐待児童の保護者への援助のあり方等の意見があげられた。

4. まとめ

乳児院及び児童養護施設に対して、被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査を実施した結果から、以下のことが指摘できる。

平成 14 年度における施設退所ケースのうち、家庭復帰したケースは乳児院 57.6%、児童養護施設 64.5%であった。そのうち、虐待ケースの家庭復帰ケースは乳児院では 109 ケース(家庭復帰ケース全体の 12.5%、退所ケース全体の 7.2%に該当)、児童養護施設では 477 ケース(家庭復帰ケース全体の 31.4%、退所ケース全体の 20.3%に該当)であった。虐待ケースで家庭復帰に至ったケースの内訳は、乳児院では、円満な家庭復帰(82.6%)、強引な家庭引き取り(11.9%)であった。児童養護施設では、円満な家庭復帰(70.0%)、強引な家庭引き取り(16.1%)であった。

被虐待児童の保護者への援助にあたって、連携をよくとるところとしては、乳児院では、「児童相談所」の他、「保健所／保健センター」、「病院／医療機関」が、児童養護施設では、「児童相談所」の他、「福祉事務所」や「子どもの通う学校」が連携先としてあげられた。連携をとりにくい機関としては、多くあげられておらず、その理由としては児童相談所との連携を基本に他機関との連携が図られており、施設が単独で連携を図ることが少ないことがあげられた。

被虐待児童の保護者への援助を担当する職員は、乳児院では「施設長」「家庭支援専門相談員」「当該児童の担当職員」が役割分担をしている様子が窺えたが、児童養護施設ではそのほとんどを「当該児童担当職員」が担っていることが改めて確認された。専門職の配置の必要性とともに、すべての施設職員が保護者援助のための統一的な認識と具体的な援助技術を持つことがより一層必要であることが示唆された。そのためには、児童相談所との連携に基づきつつも、本研究班で作成したガ

イドライン等を参考にすることにより、それぞれの施設における保護者援助のためのガイドラインが作成されることが求められるであろう。

参考文献

- 1) 庄司順一他：児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査、被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究、平成13年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書、p.126～p.144, 2002
- 2) 庄司順一他：児童福祉施設における被虐待児童の保護者への援助に関する実態調査－クロス分析及び事例／自由記述の分析－、被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究、平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書、p.35～p.57, 2003
- 3) 才村純他：児童福祉施設における被虐待児童の実態等に関する調査研究、平成14年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書、p.482, 2003

表1 施設別回収数・回収率

	送付数	回収数	回収率
全体	664	322	48.5
乳児院	114	80	70.2
児童養護施設	550	242	44.0

表2 施設別回答者の職種

	総数	施設長	副施設長	主任児童 指導員・ 保育士・ 看護師	家庭支援 専門 相談員	個別対応 職員	直接処遇 職員	事務職 管理職	その他	N. A.
全体	322	77	22	68	18	7	83	18	15	14
	100.0	23.9	6.8	10.0	5.6	2.2	25.8	5.6	4.7	4.3
乳児院	80	26	5	10	18	3	8	4	1	5
	100.0	32.5	6.3	12.5	22.5	3.8	10.0	5.0	1.3	6.3
児童養護施設	242	51	17	58	0	4	75	14	14	9
	100.0	21.1	7.0	24.0	0.0	1.7	31.0	5.8	5.8	3.7

表3-1 施設別設置主体

	総数	公立	私立	N. A.
全体	322	43	270	9
	100.0	13.4	83.9	2.8
乳児院	80	11	62	7
	100.0	13.8	77.5	8.8
児童養護施設	242	32	208	2
	100.0	13.2	86.0	0.8

表3-2 施設別運営主体

	合計	公営	民営	N. A.
合計	322	19	291	12
	100.0	5.9	90.4	3.7
乳児院	80	7	65	8
	100.0	8.8	81.3	10.0
児童養護施設	242	12	226	4
	100.0	5.0	93.4	1.7

表4-1 施設別入所定員

	総数	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N. A.
全体	322	13	74	109	72	34	11	3	5	1
	100.0	4.0	23.0	33.9	22.4	10.6	3.4	0.9	0.9	0.3
乳児院	80	13	41	21	2	2	0	0	0	1
	100.0	16.3	51.3	26.3	2.5	2.5	0.0	0.0	0.0	1.3
児童養護施設	242	0	33	88	70	32	11	3	5	0
	100.0	0.0	13.6	36.4	28.9	13.2	4.5	1.2	2.1	0.0

表4-2 施設別入所児童数

	総数	20名未満	20名～	40名～	60名～	80名～	100名～	120名～	140名～	N. A.
全体	322	33	90	105	61	23	4	1	4	1
	100.0	10.2	28.0	32.6	18.9	7.1	1.2	0.3	1.2	0.3
乳児院	80	31	37	9	3	0	0	0	0	0
	100.0	38.8	46.3	11.3	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	242	2	53	96	58	23	4	1	4	1
	100.0	0.8	21.9	39.7	24.0	9.5	1.7	0.4	1.7	0.4

表4-3 施設別定員充足率

	総数	50%未満	50%～	80%～	90%～	100%	101%～	N. A.
全体	322	4	44	46	138	74	14	2
	100.0	1.2	13.7	14.3	42.9	23.0	4.3	0.6
乳児院	80	1	28	12	18	16	4	1
	100.0	1.3	35.0	15.0	22.5	20.0	5.0	1.3
児童養護施設	242	3	16	34	120	58	10	1
	100.0	1.2	6.6	14.0	49.6	24.0	4.1	0.4

表4-4 入所児童に被虐待児童が占める割合 単位:ケース数

	サンプル 数	入所 児童数	児童票に おいて主 たる理由 が「虐待」	施設で 「虐待 ケース」と 判断
乳児院	68か所	1731	238	261
		100.0	13.7	15.1
児童養護施設	217か所	12045	3125	2646
		100.0	25.9	22.0

表4-5-1 施設別児童票で主たる理由が「虐待」となっているケース数

	総数	0件	5件未満	5～9件	10～14件	15～19件	20～24件	25～29件	30～34	35～39件	40件以上
全体	285	17	49	67	58	46	22	7	8	7	4
	100.0	6.0	17.2	23.5	20.4	16.1	7.7	2.5	2.8	2.5	1.4
乳児院	68	14	31	18	4	0	1	0	0	0	0
	100.0	20.6	45.6	26.5	5.9	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	217	3	18	49	54	46	21	7	8	7	4
	100.0	1.4	8.3	22.6	24.9	21.2	9.7	3.2	3.7	3.2	1.8

表4-5-2 入所児童に占める被虐待児童の割合(児童票に基づく)

	総数	5%未満	5%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～
全体	285	29	23	71	80	54	15	6	4	3
	100.0	10.2	8.1	24.9	28.1	18.9	5.3	2.1	1.4	1.1
乳児院	68	20	14	13	12	5	3	0	1	0
	100.0	29.4	20.6	19.1	17.6	7.4	4.4	0.0	1.5	0.0
児童養護施設	217	9	9	58	68	49	12	6	3	3
	100.0	4.1	4.1	26.7	31.3	22.6	5.5	2.8	1.4	1.4

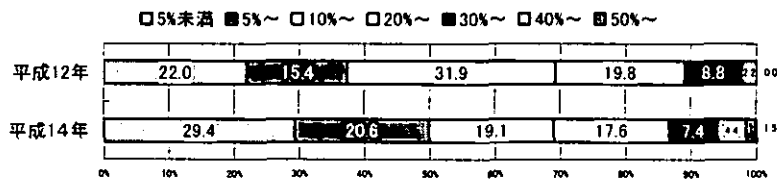
表4-6-1 施設別児童票で主たる理由が「虐待」ではないが、施設で「虐待ケース」と判断しているケース数

	総数	0件	5件未満	5～9件	10～14件	15～19件	20～24件	25～29件	30～34	35～39件	40件以上
全体	285	38	63	74	32	25	22	14	9	3	5
	100.0	13.3	22.1	26.0	11.2	8.8	7.7	4.9	3.2	1.1	1.8
乳児院	68	21	28	11	4	2	1	1	0	0	0
	100.0	30.9	41.2	16.2	5.9	2.9	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	217	17	35	63	28	23	21	13	9	3	5
	100.0	7.8	16.1	29.0	12.9	10.6	9.7	6.0	4.1	1.4	2.3

表4-6-2 入所定員に占める被虐待児童の割合(施設の判断に基づく)

	総数	5%未満	5%～	10%～	20%～	30%～	40%～	50%～	60%～	70%～
全体	285	60	33	79	34	29	23	17	6	4
	100.0	21.1	11.6	27.7	11.9	10.2	8.1	6.0	2.1	1.4
乳児院	68	26	7	18	10	0	1	2	3	1
	100.0	38.2	10.3	26.5	14.7	0.0	1.5	2.9	4.4	1.5
児童養護施設	217	34	26	61	24	29	22	15	3	3
	100.0	15.7	12.0	28.1	11.1	13.4	10.1	6.9	1.4	1.4

<乳児院>



<児童養護施設>

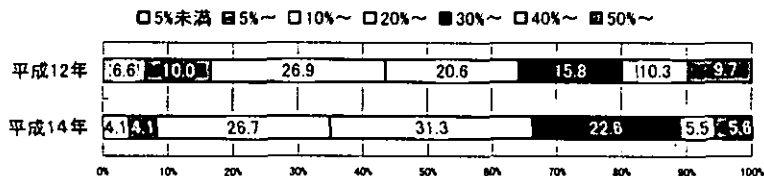


図1 入所児童数に占める虐待ケース(児童票に基づく)の割合の変化

表5-1 平成14年度退所児童に占める家庭復帰の割合

(単位:ケース数)

	対象施設数	退所ケース総数	家庭復帰ケース				
			全体	虐待ケース			
				小計	強引な家庭引き取り	円満な家庭復帰	その他
乳児院	62か所	1511	871	109	13	90	6
		100.0	57.6	7.2	0.9	6.0	0.4
			100.0	12.5	1.5	10.3	0.7
				100.0	11.9	82.6	5.5
児童養護施設	204か所	2353	1518	477	77	334	66
		100.0	64.5	20.3	3.3	14.2	2.8
			100.0	31.4	5.1	22.0	4.3
				100.0	16.1	70.0	13.8

表5-2 施設別平成14年度施設退所ケース数

	総数	0件	1~9件	10~19件	20~29件	30~39件	40~49件	50件以上
全体	266	2	97	122	26	10	5	6
	100.0	0.8	36.5	45.9	9.8	3.8	1.9	2.3
乳児院	62	1	7	27	10	8	4	6
	100.0	1.6	11.3	43.5	16.1	12.9	6.5	9.7
児童養護施設	204	1	90	95	16	2	1	0
	100.0	0.5	44.1	46.6	7.8	1.0	0.5	0.0

表5-3-1 施設別施設退所ケースのうち家庭復帰ケース数(平成14年度)

	総数	0件	5件未満	5~9件	10~14件	15~19件	20~29件	30件以上
全体	266	11	61	103	57	13	15	6
	100.0	4.1	22.9	38.7	21.4	4.9	5.6	2.3
乳児院	62	1	8	16	19	4	9	5
	100.0	1.6	12.9	25.8	30.6	6.5	14.5	8.1
児童養護施設	204	10	53	87	38	9	6	1
	100.0	4.9	26.0	42.6	18.6	4.4	2.9	0.5

表5-3-2 施設別施設退所ケースに占める家庭復帰ケースの割合(平成14年度)

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	90%~	100%	該当ケースなし
全体	266	9	4	13	16	30	48	44	48	27	8	17	2
	100.0	3.4	1.5	4.9	6.0	11.3	18.0	16.5	18.0	10.2	3.0	6.4	0.8
乳児院	62	0	4	2	5	11	17	10	8	3	1	0	1
	100.0	0.0	6.5	3.2	8.1	17.7	27.4	16.1	12.9	4.8	1.6	0.0	1.6
児童養護施設	204	9	0	11	11	19	31	34	40	24	7	17	1
	100.0	4.4	0.0	5.4	5.4	9.3	15.2	16.7	19.6	11.8	3.4	8.3	0.5

表5-4-1 施設別家庭復帰ケースのうち、虐待ケース数(平成14年度)

	総数	0件	1件	2件	3件	4件	5件~	10件~
全体	266	81	48	51	26	17	39	4
	100.0	30.5	18.0	19.2	9.8	6.4	14.7	1.5
乳児院	62	24	10	14	4	4	5	1
	100.0	38.7	16.1	22.6	6.5	6.5	8.1	1.6
児童養護施設	204	57	38	37	22	13	34	3
	100.0	27.9	18.6	18.1	10.8	6.4	16.7	1.5

表5-4-2 施設別家庭復帰ケースに占める虐待ケースの割合(平成14年度)

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	90%~	該当ケースなし
全体	266	82	33	37	23	14	30	15	7	3	11	11
	100.0	30.8	12.4	13.9	8.6	5.3	11.3	5.6	2.6	1.1	4.1	4.1
乳児院	62	33	10	10	3	2	2	1	0	0	0	1
	100.0	53.2	16.1	16.1	4.8	3.2	3.2	1.6	0.0	0.0	0.0	1.6
児童養護施設	204	49	23	27	20	12	28	14	7	3	11	10
	100.0	24.0	11.3	13.2	9.8	5.9	13.7	6.9	3.4	1.5	5.4	4.9

表5-5-1 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち強引な家庭引き取りケース数(平成14年度)

	総数	0件	1件	2件	3件	7件
全体	266	211	33	17	3	2
	100.0	79.3	12.4	6.4	1.1	0.8
乳児院	62	53	5	4	0	0
	100.0	85.5	8.1	6.5	0.0	0.0
児童養護施設	204	158	28	13	3	2
	100.0	77.5	13.7	6.4	1.5	1.0

表5-5-2 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち強引な家庭引取ケースの割合(平成14年度)

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	70%~	80%~	100%	該当ケースなし
全体	266	28	1	3	5	3	20	11	6	9	99	81
	100.0	10.5	0.4	1.1	1.9	1.1	7.5	4.1	2.3	3.4	37.2	30.5
乳児院	62	5	0	0	1	0	2	3	1	0	26	24
	100.0	8.1	0.0	0.0	1.6	0.0	3.2	4.8	1.6	0.0	41.9	38.7
児童養護施設	204	23	1	3	4	3	18	8	5	9	73	57
	100.0	11.3	0.5	1.5	2.0	1.5	8.8	3.9	2.5	4.4	35.8	27.9

表5-6-1 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち円満な家庭復帰ケース数(平成14年度)

	総数	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件~
全体	266	109	51	47	24	14	6	4	5	2	1	3
	100.0	41.0	19.2	17.7	9.0	5.3	2.3	1.5	1.9	0.8	0.4	1.1
乳児院	62	29	9	15	1	3	2	1	1	0	0	1
	100.0	46.8	14.5	24.2	1.6	4.8	3.2	1.6	1.6	0.0	0.0	1.6
児童養護施設	204	80	42	32	23	11	4	3	4	2	1	2
	100.0	39.2	20.6	15.7	11.3	5.4	2.0	1.5	2.0	1.0	0.5	1.0

表5-6-2 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち円満な家庭復帰ケースの割合(平成14年度)

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	100%	該当ケースなし
全体	266	28	1	3	5	3	20	26	99	81
	100.0	10.5	0.4	1.1	1.9	1.1	7.5	9.8	37.2	30.5
乳児院	62	5	0	0	1	0	2	4	26	24
	100.0	8.1	0.0	0.0	1.6	0.0	3.2	6.5	41.9	38.7
児童養護施設	204	23	1	3	4	3	18	22	73	57
	100.0	11.3	0.5	1.5	2.0	1.5	8.8	10.8	35.8	27.9

表5-7-1 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち「その他」のケース数(平成14年度)

	総数	0件	1件	2件	3件	5件以上
全体	266	222	30	6	6	2
	100.0	83.5	11.3	2.3	2.3	0.8
乳児院	62	56	6	0	0	0
	100.0	90.3	9.7	0.0	0.0	0.0
児童養護施設	204	166	24	6	6	2
	100.0	81.4	11.8	2.9	2.9	1.0

表5-7-2 施設別家庭復帰ケースで虐待ケースのうち「その他」のケースの割合(平成14年度)

	総数	10%未満	10%~	20%~	30%~	40%~	50%~	60%~	100%	該当ケースなし
全体	266	142	1	7	8	1	8	5	13	81
	100.0	53.4	0.4	2.6	3.0	0.4	3.0	1.9	4.9	30.5
乳児院	62	32	0	0	3	0	1	0	2	24
	100.0	51.6	0.0	0.0	4.8	0.0	1.6	0.0	3.2	38.7
児童養護施設	204	110	1	7	5	1	7	5	11	57
	100.0	53.9	0.5	3.4	2.5	0.5	3.4	2.5	5.4	27.9

表6 虐待ケースの保護者への援助を展開する際の機関連携

6-1)保護者が精神的な障害をもっている(疑いがある)

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	65	17	0	44	1	39	3	0	0	4	4	2	1	12	3
	100.0	81.3	21.3	0.0	55.0	1.3	48.8	3.8	0.0	0.0	5.0	5.0	2.5	1.3	15.0	3.8
連携をとりにくい機関	80	1	8	2	6	10	23	4	1	14	5	17	9	0	12	27
	100.0	1.3	10.0	2.5	7.5	12.5	28.8	5.0	1.3	17.5	6.3	21.3	11.3	0.0	15.0	33.8

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	212	81	53	49	8	131	12	3	2	6	21	36	6	21	2
	100.0	87.6	33.5	21.9	20.2	3.3	54.1	5.0	1.2	0.8	2.5	8.7	14.9	2.5	8.7	0.8
連携をとりにくい機関	242	2	32	19	33	49	54	11	22	57	16	52	7	3	21	84
	100.0	0.8	13.2	7.9	13.6	20.2	22.3	4.5	9.1	23.6	6.6	21.5	2.9	1.2	8.7	34.7

6-2)保護者が知的な障害をもっている(疑いがある)

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	56	24	0	38	0	9	4	2	0	3	5	1	5	19	5
	100.0	70.0	30.0	0.0	47.5	0.0	11.3	5.0	2.5	0.0	3.8	6.3	1.3	6.3	23.8	6.3
連携をとりにくい機関	80	0	7	2	8	11	10	0	0	12	2	14	4	0	19	32
	100.0	0.0	8.8	2.5	10.0	13.8	12.5	0.0	0.0	15.0	2.5	17.5	5.0	0.0	23.8	40.0

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	189	107	54	26	2	33	6	7	0	11	42	32	13	42	7
	100.0	78.1	44.2	22.3	10.7	0.8	13.6	2.5	2.9	0.0	4.5	17.4	13.2	5.4	17.4	2.9
連携をとりにくい機関	242	1	31	16	30	40	31	7	18	45	12	39	4	2	42	92
	100.0	0.4	12.8	6.6	12.4	16.5	12.8	2.9	7.4	18.6	5.0	16.1	1.7	0.8	17.4	38.0

6-3)保護者による子どもへの暴力がみられる

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	59	8	1	23	14	27	4	1	0	3	6	3	2	16	5
	100.0	73.8	10.0	1.3	28.8	17.5	33.8	5.0	1.3	0.0	3.8	7.5	3.8	2.5	20.0	6.3
連携をとりにくい機関	80	0	6	2	6	16	6	1	1	16	2	14	10	0	16	33
	100.0	0.0	7.5	2.5	7.5	20.0	7.5	1.3	1.3	20.0	2.5	17.5	12.5	0.0	20.0	41.3

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	209	39	103	15	50	36	14	5	8	7	28	49	5	27	4
	100.0	86.4	16.1	42.6	6.2	20.7	14.9	5.8	2.1	3.3	2.9	11.6	20.2	2.1	11.2	1.7
連携をとりにくい機関	242	7	23	12	23	55	20	9	19	54	18	46	8	2	27	97
	100.0	2.9	9.5	5.0	9.5	22.7	8.3	3.7	7.9	22.3	7.4	19.0	3.3	0.8	11.2	40.1

6-4)子どもが親に対して拒否的である

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	25	6	1	12	0	4	0	2	0	2	1	2	0	49	6
	100.0	31.3	7.5	1.3	15.0	0.0	5.0	0.0	2.5	0.0	2.5	1.3	2.5	0.0	61.3	7.5
連携をとりにくい機関	80	0	4	2	0	4	1	0	0	7	2	3	4	0	49	21
	100.0	0.0	5.0	2.5	0.0	5.0	1.3	0.0	0.0	8.8	2.5	3.8	5.0	0.0	61.3	26.3

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	190	33	97	10	11	17	11	3	6	12	24	72	6	46	5
	100.0	78.5	13.6	40.1	4.1	4.5	7.0	4.5	1.2	2.5	5.0	9.9	29.8	2.5	19.0	2.1
連携をとりにくい機関	242	9	25	13	18	39	17	5	9	39	16	41	7	4	46	102
	100.0	3.7	10.3	5.4	7.4	16.1	7.0	2.1	3.7	16.1	6.6	16.9	2.9	1.7	19.0	42.1

6-5)保護者による性的虐待がある

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	7	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	67	6
	100.0	8.8	1.3	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	2.5	0.0	83.8	7.5
連携をとりにくい機関	80	0	1	1	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	67	10
	100.0	0.0	1.3	1.3	0.0	1.3	0.0	1.3	0.0	2.5	0.0	0.0	1.3	0.0	83.8	12.5

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	154	30	52	10	16	43	3	3	11	8	11	57	2	81	6
	100.0	63.6	12.4	21.5	4.1	6.6	17.8	1.2	1.2	4.5	3.3	4.5	23.6	0.8	33.5	2.5
連携をとりにくい機関	242	3	11	15	16	40	14	6	13	30	13	27	5	0	81	85
	100.0	1.2	4.5	6.2	6.6	16.5	5.8	2.5	5.4	12.4	5.4	11.2	2.1	0.0	33.5	35.1

6-6)保護者の育児放任／怠慢が著しい

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	67	24	1	38	2	11	8	3	0	6	12	2	1	10	3
	100.0	83.8	30.0	1.3	47.5	2.5	13.8	10.0	3.8	0.0	7.5	15.0	2.5	1.3	12.5	3.8
連携をとりにくい機関	80	0	12	3	10	14	4	3	3	13	5	18	8	0	10	34
	100.0	0.0	15.0	3.8	12.5	17.5	5.0	3.8	3.8	16.3	6.3	22.5	10.0	0.0	12.5	42.5

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	228	77	96	36	8	16	22	2	0	13	53	46	6	10	3
	100.0	94.2	31.8	39.7	14.9	3.3	6.6	9.1	0.8	0.0	5.4	21.9	19.0	2.5	4.1	1.2
連携をとりにくい機関	242	6	30	12	32	47	23	10	19	46	15	48	8	4	10	112
	100.0	2.5	12.4	5.0	13.2	19.4	9.5	4.1	7.9	19.0	6.2	19.8	3.3	1.7	4.1	46.3

6-7)保護者の育児不安が強い

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	58	12	0	42	0	13	7	0	0	5	5	6	1	18	4
	100.0	72.5	15.0	0.0	52.5	0.0	16.3	8.8	0.0	0.0	6.3	6.3	7.5	1.3	22.5	5.0
連携をとりにくい機関	80	0	8	2	8	7	4	2	0	10	6	15	6	0	18	35
	100.0	0.0	10.0	2.5	10.0	8.8	5.0	2.5	0.0	12.5	7.5	18.8	7.5	0.0	22.5	43.8

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	172	40	39	63	0	26	26	6	0	25	16	43	6	57	5
	100.0	71.1	16.5	16.1	26.0	0.0	10.7	10.7	2.5	0.0	10.3	6.6	17.8	2.5	23.6	2.1
連携をとりにくい機関	242	4	23	7	25	36	20	6	16	40	11	26	5	2	57	96
	100.0	1.7	9.5	2.9	10.3	14.9	8.3	2.5	6.6	16.5	4.5	10.7	2.1	0.8	23.6	39.7

6-8)保護者に虐待の認識がない

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	66	12	1	39	5	19	4	2	1	2	3	9	1	10	4
	100.0	82.5	15.0	1.3	48.8	6.3	23.8	5.0	2.5	1.3	2.5	3.8	11.3	1.3	12.5	5.0
連携をとりにくい機関	80	1	10	3	8	15	8	3	1	17	2	17	6	0	10	35
	100.0	1.3	12.5	3.8	10.0	18.8	10.0	3.8	1.3	21.3	2.5	21.3	7.5	0.0	12.5	43.8

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	208	59	69	25	23	32	16	2	9	10	39	47	4	23	9
	100.0	86.0	24.4	28.5	10.3	9.5	13.2	6.6	0.8	3.7	4.1	16.1	19.4	1.7	9.5	3.7
連携をとりにくい機関	242	10	31	10	24	49	22	7	16	43	14	50	4	3	23	108
	100.0	4.1	12.8	4.1	9.9	20.2	9.1	2.9	6.6	17.8	5.8	20.7	1.7	1.2	9.5	44.6

6-9)保護者が強引な引取を要求している

<乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	48	11	0	18	22	9	4	2	1	3	2	2	2	28	3
	100.0	60.0	13.8	0.0	22.5	27.5	11.3	5.0	2.5	1.3	3.8	2.5	2.5	2.5	35.0	3.8
連携をとりにくい機関	80	1	5	2	4	8	4	2	2	11	3	8	6	0	28	29
	100.0	1.3	6.3	2.5	5.0	10.0	5.0	2.5	2.5	13.8	3.8	10.0	7.5	0.0	35.0	36.3

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	134	33	56	9	55	6	6	1	15	7	12	15	4	97	10
	100.0	55.4	13.6	23.1	3.7	22.7	2.5	2.5	0.4	6.2	2.9	5.0	6.2	1.7	40.1	4.1
連携をとりにくい機関	242	8	17	8	18	22	11	4	9	25	8	25	8	0	97	78
	100.0	3.3	7.0	3.3	7.4	9.1	4.5	1.7	3.7	10.3	3.3	10.3	3.3	0.0	40.1	32.2

6-10)保護者が子どもの家庭復帰に消極的である
 <乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	58	13	0	30	0	5	13	8	1	5	5	1	2	16	6
	100.0	72.5	16.3	0.0	37.5	0.0	6.3	16.3	10.0	1.3	6.3	6.3	1.3	2.5	20.0	7.5
連携をとりにくい機関	80	2	10	3	6	10	5	2	1	10	3	10	7	0	16	37
	100.0	2.5	12.5	3.8	7.5	12.5	6.3	2.5	1.3	12.5	3.8	12.5	8.8	0.0	20.0	46.3

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	190	72	59	17	1	9	7	3	0	17	43	39	10	43	7
	100.0	78.5	29.8	24.4	7.0	0.4	3.7	2.9	1.2	0.0	7.0	17.8	16.1	4.1	17.8	2.9
連携をとりにくい機関	242	8	23	15	19	38	14	10	11	41	14	42	5	3	43	102
	100.0	3.3	9.5	6.2	7.9	15.7	5.8	4.1	4.5	16.9	5.8	17.4	2.1	1.2	17.8	42.1

6-11)保護者以外に協力体制をとれる親族がいない
 <乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	58	18	0	25	0	6	10	4	0	11	10	0	3	16	5
	100.0	72.5	22.5	0.0	31.3	0.0	7.5	12.5	5.0	0.0	13.8	12.5	0.0	3.8	20.0	6.3
連携をとりにくい機関	80	2	10	2	7	11	4	1	0	12	2	13	7	0	16	36
	100.0	2.5	12.5	2.5	8.8	13.8	5.0	1.3	0.0	15.0	2.5	16.3	8.8	0.0	20.0	45.0

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	199	91	61	17	1	8	8	6	3	19	63	22	11	35	6
	100.0	82.2	37.6	25.2	7.0	0.4	3.3	3.3	2.5	1.2	7.9	26.0	9.1	4.5	14.5	2.5
連携をとりにくい機関	242	6	26	14	25	37	18	10	16	36	15	46	5	1	35	109
	100.0	2.5	10.7	5.8	10.3	15.3	7.4	4.1	6.6	14.9	6.2	19.0	2.1	0.4	14.5	45.0

6-12)保護者の経済状況が苦しい
 <乳児院>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	80	61	40	0	16	0	4	7	4	0	4	17	0	3	11	6
	100.0	76.3	50.0	0.0	20.0	0.0	5.0	8.8	5.0	0.0	5.0	21.3	0.0	3.8	13.8	7.5
連携をとりにくい機関	80	1	9	1	7	11	3	1	0	8	7	17	7	1	11	40
	100.0	1.3	11.3	1.3	8.8	13.8	3.8	1.3	0.0	10.0	8.8	21.3	8.8	1.3	13.8	50.0

<児童養護施設>

	総数	児童相談所	福祉事務所	子どもが通う学校	保健所/保健センター	警察	病院/医療機関	保育所/幼稚園	他の児童福祉施設	弁護士	児童家庭支援センター	民生/児童委員	心理職	その他	該当ケースなし	N. A.
連携をとることが多い機関	242	206	153	49	8	1	9	5	5	6	15	67	13	13	25	4
	100.0	85.1	63.2	20.2	3.3	0.4	3.7	2.1	2.1	2.5	6.2	27.7	5.4	5.4	10.3	1.7
連携をとりにくい機関	242	8	29	18	23	45	26	5	15	41	16	51	5	1	25	107
	100.0	3.3	12.0	7.4	9.5	18.6	10.7	2.1	6.2	16.9	6.6	21.1	2.1	0.4	10.3	44.2

表7 保護者への援助の担当者

7-1)施設で保護者と施設職員との面接:①強引な保護者への対応

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	214	50	5	0	2	12	0	15	8	5	11
	100.0	66.5	15.5	1.6	0.0	0.6	3.7	0.0	4.7	2.5	1.6	3.4
乳児院	80	57	2	2	0	2	1	0	2	8	1	5
	100.0	71.3	2.5	2.5	0.0	2.5	1.3	0.0	2.5	10.0	1.3	6.3
児童養護施設	242	157	48	3	0	0	11	0	13	0	4	6
	100.0	64.9	19.8	1.2	0.0	0.0	4.5	0.0	5.4	0.0	1.7	2.5

7-2)施設で保護者と施設職員との面接:①以外の保護者への対応

	総数	施設長	主任児童指導員	主任保育士	医師	看護師	当該児童の担当職員	心理職	個別対応職員	家庭支援専門相談員	その他	N. A.
全体	322	25	59	24	0	6	125	1	28	34	10	10
	100.0	7.8	18.3	7.5	0.0	1.9	38.8	0.3	8.7	10.6	3.1	3.1
乳児院	80	7	1	12	0	6	5	1	7	33	3	5
	100.0	8.8	1.3	15.0	0.0	7.5	6.3	1.3	8.8	41.3	3.8	6.3
児童養護施設	242	18	58	12	0	0	120	0	21	1	7	5
	100.0	7.4	24.0	5.0	0.0	0.0	49.6	0.0	8.7	0.4	2.9	2.1